湯前町若者定住促進住宅（中里団地）入居申込者向け　留意事項

　湯前町若者定住促進住宅は、全国から寄せられたふるさと寄附金を財源として建設された公的賃貸住宅で、本町においての若者定住と活力ある地域創造等を目的とした住宅です。

　この目的達成のため、住宅の家賃については低廉化（本来徴収すべき家賃額より安価に設定している）をしており、若者が住みやすい環境を整え、住宅の入居者には末永く本町に居住し、地域活動への積極的な参画や地場産業など働く場での活躍が期待されています。

　この住宅に関して入居決定後に交わす住宅賃貸借契約の特約条項には、湯前町若者定住促進住宅管理条例及び施行規則の遵守が含まれますので、内容を十分ご理解の上で、入居申込を行ってください。

湯前町若者定住促進住宅管理条例の抜粋説明

第5条（入居者の資格）

○　湯前町に定住する意志があると認められること

・　自ら居住するための住宅を必要としていること

・　町税等を滞納していないこと

・　暴力団員でないこと

○　中里団地での入居者資格

・　入居時年齢が満35歳未満であること

・　入居時の収入が概ね8万円以上であること（月あたり換算）

・　単身入居であること（入居後の同居者も認められない）

・　原則として満40歳に達した年度末までに退去すること

第7条（入居者の選定）

　入居申込書を受理（申込書類に不備がなく、上記の資格審査で入居資格があると認められた時点）した件数が募集戸数を超えた場合は、抽選又は公正な方法により入居者を選定する。

第10条（家賃）　中里団地　１５，０００円／月

第13条（敷金）　４５，０００円（家賃×３月）

○　住宅入居後の入居者義務等

(入居者の費用負担義務)

第15条　次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)　電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2)　汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3)　共同施設等の使用又は維持及び運営に要する費用

(4)　前条第1項に規定するもの以外の若者定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が定める費用

(入居者の努力義務)

第16条　入居者は、若者定住促進住宅の周辺地域において、生活環境の向上及び地域活動の活性化に努めるものとする。

(入居者の保管義務及び賠償責任)

第17条　入居者は、若者定住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2　入居者の責に帰すべき事由により、若者定住促進住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(禁止事項)

第18条　入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(入居者の使用義務等)

第19条　入居者が若者定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、町長の定めるところにより、届出をしなければならない。

2　入居者は、若者定住促進住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3　入居者は、居住のみを目的として若者定住促進住宅を使用しなければならない。

(住宅の模様替え等)

第20条　入居者は、若者定住促進住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易であると認められる範囲において、町長の承認を得たときは、この限りでない。

2　町長は、前項の承認をするときに、当該住宅の明け渡すときに入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3　第1項の承認を得ずに若者定住促進住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の検査及び原状回復)

第21条　入居者は、若者定住促進住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2　入居者は、若者定住促進住宅を明け渡すときは、通常の使用に伴い生じた損耗を除き当該住宅を原状回復しなければならない。

(住宅の明渡請求等)

第22条　町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して入居の決定を取り消し、若者定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

(1)　不正の行為によって入居したとき。

(2)　家賃を3月以上滞納したとき。

(3)　故意又は過失により若者定住促進住宅を毀損したとき。

(4)　正当な理由によらないで15日以上若者定住促進住宅を使用しないとき。

(5)　第14条から第20条の規定に違反したとき。

(6)　入居者が暴力団員であることが判明したとき。

2　前項の規定に基づき若者定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。この場合において、入居者は、町長の定めるところにより明渡しの請求を受けた日の翌日から明渡した日までの本来家賃相当額の3倍に相当する額の損害賠償金を納付しなければならない。